

福谷

市民ネットワークの福谷章子でございます。

まず初めに、故稲垣昌彦議員の御逝去を悼み、心より御冥福を申し上げます。会派も違い、かかわりも余り深くない私が申し上げるのは僭越かもしれませんが、私が初めて議員になったときに、常任委員会でお隣に座らせていただきました。そのときに、土気保育所、そして土気幼稚園の廃園の問題があつて、その委員会でも大変な議論になりましたが、委員会終了後に新人の私に状況を聞いていただいたことを覚えております。大ベテランの議員の方が新人の意見を真摯に向き合つて聞こうとされる、その誠実な態度をこれからも忘れてはならない。そのように感じております。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、交通政策について伺います。

5月15日の市政だよりに、便利になります千葉都市モノレールとして、県庁前駅から青葉病院までの延伸のお知らせが掲載されました。3月議会で承認いたしましたのは、和解議案と調査費用5,000万円までと認識していましたので、平成25年度までのスケジュールが記載されるという、まれに見る対応の素早さに目をみはりました。千葉市の基幹交通としてモノレールを位置づけていこうという意気込みのあらわれでしょうが、今後の取り組みについては、財政課題を明確にし、公費を投入することに関して市民にわかりやすく説明して理解を図り、さらに、今後のビジョンについても明確に示しながら市民と思いを共有していく努力が一層求められます。

そこで、**モノレール事業**について伺います。

第1に、3月28日に県、市、会社、3者間の和解が成立しましたが、その後の状況と今後の予定について伺います。

第2に、昨年はモノレールが話題になり、新聞等で再三取り上げられましたが、利用者と収入は前年と比べてどうでしたか。

第3に、今年度の調査は都市計画変更に向けた基本設計とのことですが、具体的にはどのようなことを行うのか御説明願います。

第4に、県の負担金64億6,300万円のうち1億300万円は基金に積み立て、63億6,000万円は政策投資銀行の返済に充てるために会社に貸し付けたとのことですが、その63億6,000万円の返済計画はどのようなになっているのか伺います。

第5に、会社から譲り受けた資産の設備更新は市が行うことになるとのことですが、その費用の見込みについて伺います。

次に、**バス交通**について伺います。

千葉市は、区役所バスとコミュニティバスに対して補助を行い、交通不便地域の解消を図っています。区役所バスは、政令市に移行し区役所が設置されたときに、区役所までの交通手段がない地域、4区5路線が整備されています。コミュニティバスは、平成15年に作成したバス交通に係る対応方針に従い、退出路線の住民の足を確保するために路線バスから置きかえることによって整備が進み、現在では若葉区に更科バスとおまごバスが運行されています。

JRや京成線、モノレール駅などへの接続や公共施設へのアクセスや日常生活のための移動を支える手段として、バスは利用しやすい乗り物です。特に区役所バスなどは路線の見直しができることから、千葉市も見直しへの住民の発意があれば積極的にかかわっていただきたいと考えます。

そこで、伺います。

区役所バスのそれぞれの利用状況と補助金額について伺います。

緑区では、区役所バスのルートを見直したいという声が地域から上がっていますが、その場合、どのような手順を踏むのか。

若葉区や花見川区では、住民参加によってバス路線の見直しが行われていますが、そのような情報提供を他地域に対してどのように行っているのか。また、見直しの際の市の役割について伺います。

バス交通に係る対応方針では、コミュニティバスの導入目的に、交通不便地域の解消のほか、高齢者の外出支援や公共施設へのアクセス向上など5項目が示されていますが、今のところ、退出路線への対応しかなされていません。バス交通を活性化させるためにも、バス交通に係る対応方針のPRと積極的な運用を求めますが、市のお考えをお聞かせください。

次に、地域福祉計画について伺います。

この3月に千葉市でも地域福祉計画が策定されました。地域福祉計画は、社会福祉法第107条による法定計画ですが、従来の福祉計画のように、全国一律に策定されるものではなく、分権社会の流れの中で、それぞれの地域や自治体の実情に合わせて策定される計画であり、地域社会のさまざまな特性を反映した地域密着の計画です。千葉市では、平成16年4月から2年をかけて地域福祉計画を作成いたしました。計画づくりには408名のフォーラム委員が参画しましたが、この408名には公募委員79名や要支援者78名、福祉活動に従事する者や福祉事業者など、さまざまな関係者が含まれていました。区ごとに四つの地区フォーラムが設置され、そこでは区計画が検討され、市計画は平成17年2月に設置された市地域福祉計画策定委員会で検討されました。計画案はその後パブリックコメントにかけられて、51人から228件の意見が寄せられ、現在は取りまとめが終了して、寄せられた意見やその反映状況、市の考え方が千葉市のホームページなどで公表されています。この一連の策定過程はまさに市民参画の一つの手法が取り入れられており、今後の市民参加のあり方の参考事例にもなると考えます。

そこで、まず**策定経過**について伺います。

第1に、このように時間をかけ、たくさんの市民がかかわり、パブリックコメントを取って素案の修正を行うという一連の作業を終え、市としての感想を伺います。

第2に、区計画の独自性は、6区それぞれ、どのようにあらわれているとお考えでしょうか。また、共通している課題はどのようなものか、今回の計画づくりを通して発見できた課題について伺います。

第3に、パブリックコメントを受けて21カ所が修正されています。どのような点が修正されたのか。一方で、取り入れることはできなかったけれど、多くあった意見はどのようなものか、お聞かせください。

さて、地域福祉計画は、地域の身近な生活課題を抽出し、その解決策についてまとめられています。福祉サービスを必要としている人々の自己決定に基づいたサービスを地域での支え合いによって提供していこうというのが、その考え方の基本です。国や地方自治体が行う公的サービスだけではなく、公的サービスだけではもはや人材確保は財源確保と同様に立ち行かなくなっています。公助だけでは解決できず、共助や自助という市民相互、市民一人一人の力に負うことによって地域福祉は実現すると考えます。市計画である花の都・ちばささえあいプランでも、自助、共助、公助が適切に連携し、地域全体で支え合い、助け合い、みんなが共存するまちづくりを進めることが必要だと明確に記されています。その際に重要なのは、やはり担い手です。だれがそれを担うのか、担い手をふやしていくことが今後の最大の課題であると考えます。従来から福祉活動をゆだねられている民生・児童委員や主任児童委員、保護司、福祉活動推進員などは福祉の担い手として明確にイメージしやすいのですが、それぞれ既に決められた役割を担っています。今まで千葉市がとらえていないけれども、個人単位で、あるいは小さなグループで福祉的に活躍し、地域で支え合いの関係を実現している人たちはたくさんいます。福祉の基本は住民が支え合うことだとすると、それをはぐくみ生かすことが今後の福祉行政の大きな役割となります。

そこで伺います。

市では、地域福祉の担い手として、社会福祉協議会地区部会を期待しているようですが、地区部会は現在、どの程度の圏域に存在していますか。また、新たに設置される地区部会はありますか。

地域福祉の担い手についてはどのように考え、地区フォーラムにおいて計画をつくる作業の中で、**新たな福祉の担い手を発見できているのか**、伺います。

次に、**計画を実現するための体制**について伺います。

多くの市民の参画によって策定された計画ですが、あまたの福祉計画がある中で、この計画が絵にかいたもちになるのではないかという不安の声が多く、フォーラム委員さんを初めとする市民の方々から上がっていました。市では、推進のための組織として各区に地域福祉計画推進協議会を設置することとし、さらに地域福祉パイロット事業という立ち上げ事業のための費用を予算化しています。各区に置かれる地域福祉計画推進協議会は、計画に盛り込まれているさまざまな取り組みを実現に結びつけるために、自助、共助の内容や課題について情報交換や議論を行い、地域の実情に応じたコーディネート機能を果たすものと考えているとのことでした。

そこで、**地域福祉計画推進協議会の進捗状況**について伺います。

地区フォーラム委員への再任希望調査をされたとのことですが、引き続き推進協議会の委員を引き受けてくださった方々の割合と公募委員の応募状況とその割合についてお答えください。

今後の開催計画と開催頻度、想定している協議事項、具体的役割をどのように考えているか、お聞

かしてください。

地域福祉計画を推進するために、市民の参加による推進協議会、事業委託を受けている外郭団体としての社会福祉協議会区事務所、行政機関である区の福祉事務所、その3者の関係はどのようになりますか。

地域福祉パイロット事業ですが、この事業は先進的、模範的活動の立ち上げ経費を助成することにより、地域福祉の活動の幅を拡大することを目的としています。各事業に10万円ずつ、総額600万円を助成するとのことですが、単年度事業と聞いています。

そこで、伺います。

パイロット事業は水先案内的という意味があるそうですが、本年度立ち上がった事業の次年度以降はどのように考えていますか。

助成対象は、社会福祉協議会やNPOなどの活動を考えているとのことですが、地域福祉の担い手として地域で地道に支え合いの活動を続けている小さなグループもたくさんあります。一定規模以上に組織化された団体以外を認識することは市は苦手のようなのですが、このような小規模なグループがパイロット事業の担い手として手を挙げることにについてどのように考えているか、お聞かせください。

最後に、**区ボランティアセンターについて**伺います。

社会福祉協議会区事務所の機能強化として、区事務所が各種団体間の調整など地域福祉の推進役としての機能を発揮できるよう、その実施体制を充実し、各区1名を増員し、また区ボランティアセンターの設置など必要な支援を行っていくとのこと。1名の増員により期待される役割の広がりについてお聞かせください。区ボランティアセンターと、現在ある市ボランティアセンターとの役割分担についてもお考えをお聞かせください。また、既に保健福祉センターでの活動が始まっている若葉区の状況もお聞かせください。

次に、放課後児童健全育成事業について伺います。

放課後児童健全育成事業は、平成9年6月より児童福祉法に位置づけられましたが、ほかの児童福祉施設のように明確な基準がないために、施設整備や運営方法は市町村の独自性に任されています。千葉市では、この放課後児童健全育成事業を子どもルームとして行っており、現在、千葉市の子どもルームには、5,113人の子供たちが通っています。そのうち、小学校3年生以下は4,763人で、千葉市内全体の1年生から3年生の総数2万6,110人の5.5人に1人が子どもルームに通っていることとなります。千葉市の子どもルームは、平成12年4月から運営主体が父母の会と地域の運営協議会から千葉市に移され、現在は社会福祉協議会に委託されて行われています。

千葉市においては、平成12年までの設置は父母の力に負うしかなく、地域特性やタイミングなどにより施設間の格差が今でも残っていることは否定できません。議会においても、施設の不備や運営上の諸問題が他会派からもたびたび指摘されているところです。私も、特に長期休業期間中の開設時間について、2005年3月に質問させていただきましたが、時間の変更については、指導員等の処遇などへの影響もあることから慎重に検討すべき課題であると認識しているということでした。この長期休業期間中の開設時間もいまだに解決されていない重要な問題ではありますが、ほかにも早急に解決を要すると思われる課題がございますので、るる御質問申し上げます。

まず、**待機児童について**伺います。

2006年4月1日現在の学年別の待機児童数は、1学年が42名、2学年が16名、3学年が15名の計73名となっておりますが、なぜ新1年生が最も多いのでしょうか。また、このように学校生活に不慣れな1年生を待機させることについてどのように考えているか、お考えをお聞かせください。さらに、待機児童以外に、ほかの小学校区の子どもルームに通っている児童は何人でしょうか。

次に、**施設整備に関して**伺います。

夢はぐくむちば子どもプランには、狭隘、老朽化施設の改善がうたわれていますが、市が老朽化施設ととらえ改築を必要と考えている施設はどの程度あり、その改善計画についてお聞かせください。

児童福祉法に位置づけられたものの、明確な基準がない中で、千葉市が現在設置しているルームはどのような基準をもって設置しているのか、伺います。

最後に、学校評価について伺います。

4月の入学式から瞬く間に2カ月半がたち、多くの学校では遠足や運動会を終え、新たな学校生活にもすっかり慣れたところではないかと思えます。子供たちがどのような学校生活を送り、どのような人間関係を新たにはぐくみ、どのようなメッセージを教師から受け取り、そして、何を学んでいるか、保護者にとっては気になるところですが、その思いも慣れとともに少なくなっていくと思います。とこ

ろがある日突然、我が子に元気がなかったり、登校を嫌がったりすると、たちまち不安になります。そんなときこそ、関係者としっかり話し合うことが必要ですが、情報や人間関係がないと、たった1人で疑心暗鬼になり、改善の糸口を見失います。日ごろの情報交換や情報の共有がいかに大切かという感じます。

先日、中学校に初めてお子さんを入学させた保護者の方から1枚の学級通信を見せていただきました。そこには、緊張していた4月に比べて学校生活に慣れてきた子供たちの様子が生き生きと記されていました。その一方で、いじめの芽を感じ取った担任からの子供たちへのメッセージや働きかけにも紙面が割かれていました。その保護者の方は、クラスにいじめがあるという隠そうとするものだと思っていたけれど、こんなふうには知らせてもらえるのはありがたい、中学生の親であることに慣れて、子供の様子や学校に無関心になりかけていたところであっただけにはとした。これからはそれとなく見守っていただけるとおっしゃっていました。

さて、昨年10月に中央教育審議会の答申、新しい時代の義務教育を創造するが取りまとめられました。公教育のあり方が問われ、教育現場の意識改革を求めるものです。つまり、教育を提供する側からの発想ではなく、教育を受ける側である保護者や子供の求める質の高い教育の場となる必要がありますと論じています。学校は、従来、自ら評価を行うことにより、自立的、継続的な改善を行ってきていると聞いていますが、答申では、この評価をさらに充実させるために大綱的な学校評価のガイドラインを策定し、すべての学校での自己評価の実施と公表の義務化が必要であるとしています。答申は学校評価に関して、国の立場で学校や地方自治体の取り組みを説いていますが、私は学校が地域コミュニティーの核となるためにも、学校評価が有益ではないかと考えています。また、先ほどの事例のように、学校が保護者や地域と常に連携を図っていくことにより、一緒に問題解決ができるわけですから、学校が情報を公開し、説明責任を果たしていくことは重要です。

そこで、**千葉市の小中学校の学校評価への取り組みについて**伺います。

第1に、文部科学省の委託により学校評価に関する研究が進められていますが、学校評価を行うことの目的を千葉市教育委員会としてはどのようにとらえているのか伺います。

第2に、千葉市では文部科学省の委託により、平成14年度から3年間、学校評価に関する調査研究が行われ、それぞれ報告書が出されています。この一連の調査概要と今回の調査研究結果をどのように役立てていくのか伺います。

第3に、評価には自己評価と外部評価とがありますが、学校評価においては、この自己評価と外部評価をそれぞれどのように位置づけているのか伺います。

第4に、平成18年度からは外部評価のための調査研究に取り組むとのことですが、この調査研究の進め方について伺います。

第5に、教育委員会としては、この外部評価をどのように生かしていくのか伺います。

最後に、評価結果は共有されることによって今後のさまざまな改善に生かされるものと考えます。現在、千葉市内の小中学校で行われている公表の仕方はどのようになっているのか、公表している学校の割合、公表の方法、公表の対象者などについて御説明願います。

また、今後、学校評価にどのように取り組んでいかれるのかお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

都市局
次長

[交通政策](#)についての御質問に順次お答えいたします。

初めに、[モノレール](#)についてお答えいたします。

まず、**和解が成立した後の状況及び今後の予定**ですが、和解の翌日の3月29日に千葉都市モノレール株式会社が臨時株主総会及び取締役会を開催しております。その際、資本の減資、増資の承認と会社役員を選任と代表取締役の選任が行われました。この承認を受けまして、減資、増資の手続きを行い、5月26日に登記が終了し、現在、資本金約103億円、資本準備金約102億円の会社になっております。今後でございますが、6月27日に予定されている定時株主総会で再減資について承認を受け、再減資の手続きを行いまして、8月中旬には資本金1億円の会社になります。また、県の負担金及び会社への貸付金についてですが、平成18年4月28日に千葉県から負担金64億6,300万円が支払われました。5月1日に1億300万円を都市モノレール基金に積み立て、5月2日に会社に千葉都市モノレール経営改善資金貸付金として63億6,000万円を貸し付けました。そして、会社は同日、日本政策投資銀行に借入金の一括返済をし、また、県、市から借り入れた運営資金の返済を行っております。

次に、**会社資産の譲り受け**ですが、維持管理協定等の協議を進め、9月には手続きを完了する予定です。

次に、**利用者数と収入の前年度との比較**ですが、乗車人数は、平成 17 年度が約 1,579 万 9,000 人、平成 16 年度が約 1,558 万 4,000 人で、約 21 万 5,000 人増加し、1.4%の伸びとなっております。また、収入の面で見ますと、累計で平成 17 年度が 29 億 4,800 万円、平成 16 年度が 28 億 9,800 万円となっており、約 5,000 万円増加し、1.7%の伸びとなっております。

次に、**今年度の基本設計の具体的な内容について**ですが、千葉大学南側ルート延長約 2 キロについて、都市計画の変更のための基本設計を実施するものでございます。基本設計の主な内容といたしましては、都市計画決定及び軌道法に基づく特許申請に必要な図書の作成を予定しております。具体的には、平面図、縦断面図、標準断面図の作成、また軌道桁及び支柱の位置の検討、さらには支柱基礎の概略検討及び停留所の位置、駅舎面積の検討などでございます。

次に、**会社に貸し付けた 63 億 6,000 万円の返済計画**ですが、平成 19 年度から返済が始まり、その額は平成 26 年度までは 1 億 5,000 万円、その後、平成 27 年度から増額し、以降、順次元金償還額を増額するステップアップによる償還計画となっており、平成 44 年度までの 26 年間で完済される予定でございます。なお、返済金は都市モノレール基金へ積み立てることとしております。

次に、**譲り受けた資産の設備更新に係る費用の見込みについて**ですが、設備更新の計画に合わせ会社からの償還金を定めておりますので、整合が図られております。

次に、**バス交通について**お答えいたします。

まず、**区役所バスの利用状況と補助金額について**ですが、平成 17 年度の利用者数及び補助金額は、若葉区におきまして利用者数約 4 万 3,000 人、補助金が約 1,300 万円。美浜区におきましては、利用者数が約 5 万 2,000 人、補助金が約 1,000 万円。緑区におきましては利用者数が約 1 万 7,000 人、補助金が 1,200 万円。花見川区では利用者数が 1 万 9,000 人、補助金が 1,100 万円となっております。

次に、ルート見直しの手順、見直しが行われた際の情報提供、市の役割については関連がございますので、一括してお答えさせていただきます。

区役所バスのルート見直しは、地域全体として要望があれば、市は調査検討を開始いたします。その際、市では利用者や周辺の方々の意見、要望、内容等を調整し、運行計画案を作成し、事業者と協議をいたします。また、その実現に向けて関係機関との協議も行っているところです。これらの手順により見直しを実現した場合には、市政だよりや市のホームページで広く市民の皆様に情報を提供しております。

最後に、**バス交通を活性化させるため、バス交通にかかわる対応方針の PR と積極的な運用に対する市の考え方**ですが、バス交通に関する情報は、これまで市政だよりや市のホームページに新たに運行した路線の紹介やバス交通に係る対応を掲載して PR に努めております。コミュニティバスの導入に当たっては、御質問にもありましたように、導入目的に 5 項目を示しておりますが、当面は市民生活に影響の大きいバス路線の廃止への対応に重点を置いて取り組んでいるところであります。

今後もこの方針に基づき対応してまいります。これまで地元と協議会を組織して対応してきた事例もございますので、他の地域から要望等がある場合はこれらをモデルケースとして参考に検討してまいりたいと考えております。

保健福祉局長

地域福祉計画の推進についてお答えいたします。

地域福祉計画は、地域という視点から生活にかかわる課題をとらえ直し解決策を導き出すため、地域のさまざまな立場の市民に御参加をいただき、地区フォーラムで議論を重ね、合同フォーラムや作業部会、計画策定委員会、パブリックコメントを経て、広く市民の声を反映するよう努めてきました。この 3 月に花の都・ちばささえあいプランという形で、市と六つの区の地域福祉計画が完成いたしました。約 2 年の長期にわたり活発な議論をいただきました市民の皆様に感謝申し上げるとともに、今後、計画の着実な推進に努めてまいります。

次に、区計画の独自性についてですが、計画策定過程において共通する生活課題としては、情報、相談、交流、居場所、支え合い、社会参加、人材の育成、バリアフリーといった内容が各区とも議論の中心となりました。

各区の独自性としては、自然環境や都市化の状況、歴史の古い地域と新興住宅地など、各区それぞれのさまざまな状況のもとで、交通問題、子供や高齢者の居場所の確保、相談機能のあり方などが生活課題や自助、共助の取り組みの地域特性として反映されていると受けとめております。

次に、**パブリックコメントについて**ですが、計画の趣旨、目標がわかりにくい、重点事業は明確にしたほうがよいといった御意見がありました。これらを踏まえ、本市が目指す地域福祉の姿をサブタイトル、ちいきの力で、はなしあい、助け合い、なかもと暮らしによりあらわしたほか、主要施策に

についてはコラムを挿入するなど、わかりやすく読みやすいものとなるよう工夫をいたしました。このほか、計画の推進体制や実施の担い手、スケジュールなど、計画の推進についての意見が多く寄せられましたので、今後の取り組みに生かしてまいります。

次に、**社会福祉協議会地区部会について**ですが、その圏域は原則として中学校区単位とされており、平成17年度末で58の地区部会が設置されており、本年4月には花見川区で1地区部会が新設されましたので、現在59地区部会となっております。未設置の中学校区は、花見川区、若葉区、美浜区に各1地区の3地区となっておりますが、引き続き、社会福祉協議会において未設置地区の解消に向け取り組んでいるところです。

次に、**地域福祉の担い手について**ですが、今回の計画策定に携わった地区フォーラム委員のうち、多くが今後とも計画の推進に関与していただける予定であり、また計画の広報、普及を通じて、新たな地域福祉の担い手が育っていくものと考えております。また、社協地区部会を中心とした地域福祉パイロット事業において、新たな担い手の育成にも十分配慮してまいりたいと考えております。

次に、**地域福祉計画推進協議会の委員について**ですが、計画を円滑に推進するためには、地区フォーラムからの継続性が重要であることから、408名の地区フォーラム委員の皆様へ推進協議会への参加希望調査を行った結果、約120名から参加の希望をいただきました。また、新たに公募委員を募集したところ、6区で合計25名の応募があったところです。なお、推進協議会の委員については現在選定中ですが、6区で合計200名程度になる見込みです。

次に、**推進協議会の開催計画並びに開催頻度等について**ですが、各区において年四、五回程度の開催を想定しておりますが、柔軟に対応していきたいと考えております。同協議会は、情報交換を通じて計画に基づく取り組みの成果を共有しながら、生活課題の把握と今後の取り組みなどについて協議する場であり、関係団体との連絡調整や広報なども行い、計画の円滑な推進のための役割を果たしていただけるものと考えております。

次に、**地域福祉計画推進協議会と社協の区事務所、福祉事務所との関係について**ですが、推進協議会は日ごろから地域福祉活動を実践している市民の皆様方や団体の情報交換、課題の共有や連絡調整、広報を行うための場であり、各区の福祉事務所が同推進協議会の事務局を努めることとしています。社協の区事務所は、同協議会の事務局の運営に協力するとともに、地区部会を中心とした地域福祉活動を推進する役割を担っております。

次に、**地域福祉パイロット事業について**ですが、同事業は社協地区部会を中心とした先進的、模範的な事業に対して助成を行い、地域の新たな取り組みを推進するもので、その趣旨は新たな事業の立ち上げに係る支援を行うものですが、その後もさまざまな社会資源を有効に活用しながら、住民の参加と協働のもとに地域福祉活動が継続し、広がりを持つことが大切であると考えております。

次に、**パイロット事業の担い手について**ですが、社協地区部会と連携を図り、計画の推進に結びつくものについては助成の対象になるものと考えております。

次に、**区ボランティアセンターについて**ですが、まず、区事務所の職員の増員により、本年3月に策定した第3次活動計画の具体化に向けて、職員が各地域に直接赴くことで情報提供や相談に応じることができるほか、多様な団体や関係機関との調整も可能となることから、地域福祉の推進がより一層図れるものと考えております。

次に、**区と市のボランティアセンターの役割分担について**ですが、市ボランティアセンターでは、講座や研修などの企画立案のほか、地域全体の情報収集、提供など、ボランティア活動の支援事業を行っております。各区に整備を進めている保健福祉センターのボランティアセンターでは、より身近な地域ボランティア活動の支援を行います。今後、具体的な役割分担について検討してまいります。

最後に、**若葉区ボランティアセンターの活動状況**ですが、ボランティアグループなどが研修、会議並びに活動をする場所として、活動室2室、大会議室、印刷室、展示コーナー、閲覧コーナーの管理、運営を月曜日から土曜日まで行っております。17年度実績で、14団体、311人のボランティア登録を行い、施設利用者は延べ292団体、4,193人となっております。

保健福祉局長

放課後児童健全育成事業について、お答えいたします。

まず、**待機児童に新1年生が最も多いことについて**ですが、保護者の方々への安定した利用の確保という観点もあり、継続の意向や就労状況を確認した上で、状況に変化がなければ継続利用を認めていることなどが要因と考えられます。また、1年生の待機児童対策として、ほかの小学校区の子どもルームを利用していただくほか、マンション建設などによる人口急増地域で、既存施設では対応できず、特に必要がある場合には学校近隣の空き店舗などを借り上げ、第2ルームを設置するなど、待機

	<p>児童の解消に努めており、現在5カ所の第2ルームを開設しております。</p> <p>次に、ほかの小学校区の子どもルームを利用している児童についてですが、4月1日現在で160人です。</p> <p>次に、施設整備についてですが、現段階で老朽化施設ととらえ、第2次5か年計画で改築を予定している施設は、幕張東子どもルームなど4カ所です。</p> <p>次に、子どもルームの設置基準についてですが、国の放課後児童健全育成事業としては面積や施設当たりの適正人員などの基準は定められておりません。そこで、本市といたしましては、他都市の調査結果を参考に当該学区の児童数の推計や需要調査、周辺の子どもルームの利用状況などを総合的に判断し、平成21年度末までに原則として全小学校区への設置を目指しております。</p>
<p>教育次長</p>	<p>学校評価についての御質問にお答えいたします。</p> <p>まず、学校評価の目的ですが、学校評価は学校が保護者や地域の信頼にこたえ、互いに連携協力して、児童生徒の健やかな成長を図るため、教育活動その他の運営状況を評価し、その結果に基づいて改善、充実を図るために実施するものととらえております。</p> <p>次に、文部科学省の委嘱による調査研究の概要及び学校における調査研究結果の活用についてですが、本研究では、平成14年度から3年間、学校評価検討委員会を設置し、学校改善につながる実際の評価システムのあり方について検討してまいりました。具体的には、学校評価改善の視点の確立、評価のあり方や評価項目の設定、評価結果の活用のあり方などについて調査研究を行い、報告書にまとめたところであります。</p> <p>また、各学校では、これらの研究結果を踏まえて、評価項目や評価結果の活用のあり方を見直すなど、質的な改善を図り、保護者や地域に信頼される学校づくりを一層推進していくものと考えております。</p> <p>次に、自己評価と外部評価の位置づけ、本年度からの調査研究の進め方及びその生かし方についてですが、関連がありますのであわせてお答えいたします。</p> <p>本年3月文部科学省から示されました学校評価ガイドラインでは、自己評価は各学校が自ら行う評価及び学校運営の改善とし、外部評価は評価委員会等の外部評価者が行う評価及び学校運営の改善としております。こうした考えのもとに本年度から取り組む調査研究においては、教職員、保護者、地域住民及び教育委員会関係者からなる運営委員会を設置し、調査研究の進め方について検討することとしております。本市といたしましては、この調査研究を通して、各学校の教育活動、その他学校運営の状況を把握し、教育環境の改善を進め、学校に対する支援を行ってまいります。</p> <p>次に、学校における学校評価の公表状況ですが、平成16年度において評価結果を公表した学校は約6割です。また、公表の対象及び方法については、学校評議委員会、PTA、保護者会などの場を利用し説明するとともに、学校だよりなどの学校通信やホームページなどを活用し、公表に努めております。今後、教育委員会といたしましては、開かれた学校づくりを一層推進する観点から、学校評価の充実に努めるとともに、本市が進めております、わかる授業、楽しい教室、夢広がる学校づくりに取り組み、児童生徒、保護者が千葉市で学んでよかったと思えるような学校教育を推進してまいります。</p>
<p>福谷</p>	<p>それでは、2回目は質問と意見や要望を述べさせていただきます。</p> <p>順序は前後します。学校評価についてですが、公表が6割とのことですが、ちょっと少ないのではないのでしょうか。少なくとも、保護者には100%公表されるべきであり、また、その公表は、学校が保護者とともに課題を認識し解決するために行われるものであってほしいと考えます。また、保護者と学校だけでは担いきれないことも、地域の協力によって実現できる場合があります。例えば、現在行われているセーフティウォッチャーなどもその一例ですが、そのためにも、まず学校自らが地域から評価を受け、積極的に公表していくという開かれた姿勢が大切です。</p> <p>また、教育委員会の役割ですが、言うまでもありませんが、教育基本法の第10条にもありますように、教育行政は学校が教育目標を遂行するための条件整備を目標に行われるべきものですから、学校評価を盾に介入することのないよう、老婆心ながらお願いしておきます。</p> <p>交通政策について質問します。</p> <p>都市計画変更の決定のためには、住民説明会を経て都市計画審議会の承認が必要となります。この段階で延伸路線にかかわる地元住民の賛否が重要になります。理解を求めるために住民説明会や公聴会を開催されるようですが、その範囲はどのようにお考えですか、お聞かせください。</p> <p>次に、今回、延伸に向けての手续に入ったわけですが、この機会にモノレールのこれまでと今後の</p>

トータル費用がどのくらいかかっているのか明らかにして、市民の理解を得ることが大切であると考えます。

そこで、伺いますが、現在、開業している 15.2 キロの既存路線の関連街路及びインフラとインフラ外部の総事業費、延伸にかかわる総事業費、県、市及び民間の株主が放棄した株などの債権の総額、そして、それらの千葉市の負担分は幾らになりますか、明確にお示してください。

バリアフリー化により、残り 10 駅すべてにエレベーターを設置するとのことですが、エレベーター設置駅の優先順位を決めるための基準について示してください。

次に、地域福祉計画の推進について伺います。

まず、初めに市としての感想を伺いました。地域のさまざまな立場の市民の参加によって議論を重ね、合同フォーラムや計画策定委員会を経て意見をまとめていくということは、まさに、市民と職員とがひざを突き合わせて行う協働作業です。その過程においては、さまざまなあつれきが当然あったのではないかと思います。それを乗り越えて、互いの理解が深まることが、まさに、市民と行政との参加と協働の何よりの成果であると考えます。市としての感想は、この 2 年間の苦労話や印象に残った話などが伺えるかと思ったのですが、余りにも優等生の感想で少し残念です。今後、市民との参加と協働を進めて行く上で、市として得ることができたノウハウがあれば御披露ください。

さて、パブリックコメントでは、計画の推進体制や実施の担い手やスケジュールなど、計画の推進についての意見が多く寄せられたとのこと。やはり、計画ができたものの実際にどのように実行に移すのか、アクションプランがないことで、せっかくつくった計画が本当に実現できるのだろうかという不安のあらわれだと思えます。

計画が実現できるか否かは、担い手と組織のあり方によって大きく左右されるものと考えます。だからこそ、さまざまな立場の市民が参加したフォーラムの意味は大きく、委員さんたちには、今後さらに福祉のすそ野を広げ、担い手をふやしていくための核になっていただけないかと期待するところです。

そこで、担い手に関して、さらに伺います。

今後の推進協議会への参加希望調査を行った結果、約 120 名から参加の希望があったとのことですが、公募委員、要支援者、福祉活動に従事する者や福祉事業者、団体代表者の内訳はどのようになっていますか。

また、推進協議会への参加希望は、フォーラム委員の 120 名と新たな公募委員 25 名とで、今のところ 145 名ですが、見込みは 6 区で 200 名との御答弁です。あと 55 名はどのような方々でしょうか。

推進協議会についてですが、同協議会は情報交換を通じて計画に基づく取り組みの成果を共有しながら、生活課題の把握と今後の取り組みなどについて協議する場であり、関係団体との連絡調整や広報なども行い、計画の円滑な推進のための役割を果たしていただけているものと考えているとのこと。

では、実際の活動は、だれが、あるいはどのような組織や団体が行うのでしょうか。

パイロット事業は、社協地区部会を中心とした先進的、模範的な事業に対して助成を行い、地域の新たな取り組みを推進するものとのこと。ところが、千葉市社会福祉協議会が策定した地域福祉活動計画の第 3 次実施計画では、地区部会の現状と課題として地域福祉を推進していく上で、関係団体、機関等とのネットワークが十分機能していないため、地域全体を取り込んだ活動展開となっていないと指摘されています。また、福祉活動推進員が十分配置できない地区もありますとの指摘もあります。社会福祉協議会では、今後、地区部会の未設置地区の解消に向けて取り組んでいくとのことですが、どのような手順で、どのような人たちを担い手として立ち上げていくのか。今まではどのようにしてきたのかをお聞かせください。

また、このような状況にある地区部会にさらにパイロット事業の中心的な担い手としての役割を押しつけるのは、重荷に感じる地区部会もあるのではないかと思います。御見解を伺います。

最後に、ボランティアセンターですが、市ボランティアセンターでは、講座や研修など企画立案のほか、市域全体の情報収集、提供など、ボランティア活動の支援事業を行い、各区のボランティアセンターでは、より身近な地域ボランティア活動の支援を行うとのことですが、現在、市のボランティア連絡協議会の登録団体数と区ごとの登録数はどのくらいになっているのか、伺います。

若葉区のボランティアセンターの施設利用者は延べ 292 団体、4,193 人となっているとのことですが、どのような活動に利用されているのでしょうか。

また、活動拠点としての使いやすさなど、利用者の感想がありましたらお聞かせください。

最後に、子どもルームについて伺います。

新1年生に待機が多いことについて、保護者の状況に変化がなければ継続利用を認めていることがその要因とお考えとのこと。保護者の安定した利用の確保は、確かに一つの大切な観点であることは否定しません。だからといって、子供の状況や発達段階の配慮を欠いてよいとも思えません。

そこで、伺います。

まず、子供の発達状況についてはどのようにお考えになりますか。新1年生と3年生、兄弟関係などどのように配慮されているのでしょうか。

特に若葉区の小倉小学校では、4月1日現在で12名もの新1年生が待機していますが、この状況を今後どのようにされるのか伺います。

4月の新1年生の待機は42名でしたが、その後、5月はどのようになったのか、また、その変動の原因を伺います。

千葉県放課後児童健全育成事業事務取扱要領第6条によりますと、選考の際に受け入れ児童については点数づけがされますが、継続して利用を希望する児童は点数化されることなく、継続が所与のものとなっています。希望児童全員が入室できない以上、不慣れな新1年生を優先し、子供の成長とともに条件が厳しくなるということを理解していただくのは、やむを得ないことだと考えます。

したがって、この取扱要領を見直すべきと考えますが、いかがでしょうか。

平成16年度では、第2希望で他学区に通っている待機児童が12ルーム38人いましたが、ルームに空きがないなど、やむを得ず学外でルームのある小学校に通わせている事例はありますか。あるとすれば何例くらいありますか。

施設の修繕、補修については、畳がすり切れるなど設備の備品の交換もなかなかしてもらえないという声がありますが、このような修繕に関する予算はどのように確保されているのか、修繕の主体は委託を受けた社会福祉協議会なのか、市なのか、伺います。

最後に、任意団体ですが、ルームの職員と保護者の連絡協議会、千葉市学童保育連絡協議会があります。このような団体から施設整備などの要望は出されているのか、また、ほかにどのような要望が出ているのか、伺います。

以上、2回目の質問といたします。

都市局
次長

[交通政策](#)についての2回目の御質問にお答えいたします。

まず、[モノレールの都市計画決定の変更のための住民説明会や公聴会の開催範囲](#)はどのように考えているのかについてでございますが、関係する地元町内自治会や関係権利者の方々等を対象に住民説明会を行うほか、広く市民から御意見を聞いてまいります。

次に、[モノレールのこれまでと今後のトータルの費用](#)について、現在開業している区間の総事業費、延伸にかかわる総事業費、県、市及び民間の株主が放棄した株などの債権の総額、これらのうちの千葉市の負担分につきましては、それぞれ関連がございますので一括してお答えをさせていただきます。

インフラ、インフラ外、関連街路整備の総事業費は、現在開業している区間で約2,536億円。うち、千葉市分は約745億円。延伸計画区間では約176億円で、うち、千葉市分が約67億円を見込んでおります。今回、県、市、民間の株式は一律99%減資され、その額は99億円となります。また、県、市の債権を株式化した額を合わせますと約204億円となります。

最後に、[バリアフリー化によるエレベーター設置駅の優先順位を決めるための基準](#)についてですが、駅周辺の公共施設や福祉施設、乗降客数等を考慮し、関係機関との調整を図りながら順次設置してまいります。

保健福
祉局次
長

[地域福祉計画](#)についての2回目の質問にお答えいたします。

まず、[市民の参加と協働に関する見解](#)についてですが、今回は委員の自主性を最大限尊重するということを基本としたことから、委員同士の議論が活発に行われ、こうしたことが成果につながったものと考えております。

次に、[地区フォーラム委員からの継続希望者の内訳](#)ですが、公募委員であった方が37名、要支援者14名、町内自治会活動や民生委員・児童委員など地域福祉活動者が51名、社会福祉事業者20名となっております。

次に、[推進協議会の委員構成](#)については、計画の策定段階からの継続性、地域の関係団体との連携、新たな市民の参加の3点を基本としており、各区における委員のバランスを考慮してこれまでの委員と新たな委員のほかは、町内自治会や民生・児童委員、老人クラブ等の地域の関係団体から新たに推薦していただく予定としております。

次に、[実際にどのような組織や団体が活動を行うのか](#)についてですが、地域福祉計画は住民の自助、

	<p>共助を基本として、地域福祉の推進という共通目的を持つさまざまな担い手がそれぞれの特性を生かした役割分担のもとに、生活課題の解決を図っていくものです。推進協議会を情報拠点として、町内自治会、社協地区部会、民生・児童委員、NPO、ボランティア団体、その他の地域住民、組織、団体が相互に連携して活動を行っていくものと考えております。</p> <p>次に、社協地区部会の未設置地区解消に向けての取り組みについてですが、社会福祉協議会事務局の地域福祉課と区事務所職員が区の民生委員・児童委員協議会とも連携し、地区部会の主要な構成員となる民生委員・児童委員、自治会の方々に対し、設置に向けた取り組みを行っております。</p> <p>次に、地域福祉パイロット事業の担い手についてですが、地域のさまざまな社会資源のネットワークを持つ社協地区部会を中心として、担い手となる他の団体やグループと連携を図りながら実施することが適当と考えております。</p> <p>次に、ボランティア連絡協議会の登録数についてですが、平成18年6月現在の連絡協議会の登録団体数は133団体となっております。また、区ごとの登録数は、代表者の住所で見ますと、中央区23、花見川区17、稲毛区19、若葉区17、緑区22、美浜区31となっております。</p> <p>最後に、若葉区ボランティアセンターの利用についてですが、子育て支援サークルや障害者、障害児の支援サークルの活動の場としての利用やボランティア団体の会議、研修などに利用されております。また、利用者の感想としては、週末の土曜日に利用が可能なことや印刷室を利用できることが便利であるとの御意見、ボランティア活動室の使い勝手がよく、利用しやすい、日曜日にも利用したいなどの御意見をいただいております。</p>
保健福祉局長	<p>放課後児童健全育成事業について、2回目の御質問にお答えいたします。</p> <p>まず、新1年生と3年生、兄弟関係などへの配慮ですが、利用児童や保護者の方々の状況などを考慮し、新1年生や2年生については、学年による加点をしており、また、兄弟が子どもルームを利用する場合についても、既に上の子が子どもルームを利用していることを前提とした加点を行っております。できるだけ、待機が生じないよう努力をしているところです。</p> <p>次に、小倉小学校の子どもルームについてですが、1年生の待機状況を踏まえまして、現在、第2ルームの設置を検討しているところです。</p> <p>次に、新1年生の5月の待機についてですが、5月1日現在58人であり、4月に比べると16人の増となっております。増加の原因は、保護者の新たな就労などにより、利用申し込みがあったものです。</p> <p>次に、新1年生を優先し、2年生、3年生の条件を厳しくするという事務取扱要領の見直しの御提案でございますが、保護者の方々への安定した利用の確保も重要な視点であると認識しておりまして、今後とも待機児童の解消に向けて努力をまいります。</p> <p>次に、施設の修繕についてですが、予算については前年度の修繕実績等を参考に必要額を確保するように努めており、修繕については本市と社会福祉協議会で連携して対応しています。おおむね、大規模な補修などは本市が行い、小破修繕については社会福祉協議会という役割分担で行っております。</p> <p>最後に、千葉市学童保育連絡協議会からの要望についてですが、施設整備については、1年生から6年生までの子どもルームの利用を希望するすべての子供が利用できる施設建設、1ルーム当たりの利用児童数を40人程度とすることなどの要望があります。このほか、開設時間の拡大や指導員の研修の充実などの要望が寄せられております。</p>
教育次長	<p>子どもルームについての2回目のお尋ねのうち、所管についてお答えいたします。</p> <p>子どもルームの空きがないなど、やむを得ず学区外の小学校に通っている児童は何例あるのかのことですが、教育委員会では各区の福祉サービス課から保護者に通知された子どもルームの利用承認通知書の提示のもとに、学外通学申請を承認しております。したがって、子どもルームに空きがないことを理由にしているケースについては、把握をいたしておりません。</p>
福谷	<p>では、3回目は、要望を申し上げます。</p> <p>まず、モノレールについてですが、既存路線と延伸部分の総事業費並びに債権の総額を合わせて見ますと、都市局は足し算をしてくださいませんでしたので、私が筆算をしましたところ、3,015億円になります。これには、今後の維持管理や設備工事に関する費用、市民には見えにくい会社負担の設備費などは入っていませんから、さらにどの程度の費用がかかるのか予測ができないというところが問題なのです。公共交通は市民の足であり、ある程度の公的資金を投入することはやむを得ないことですが、それは市民に情報が具体的にわかりやすく開示され、理解と納得を得ているということが大前提です。</p> <p>まさに、これからは千葉市民がモノレール株式会社の大株主になるわけですから、会社の経営状況</p>

の丁寧な報告が市民になされるべきです。先日の都市消防委員会では、市と会社とで千葉都市モノレール連絡協議会をつくって、今後の会社経営や延伸事業、施設の維持管理、設備更新などについて話し合っていくとのことでしたが、ここでの議論に市民が加わるような仕組みが工夫されることを望みます。

また、モノレールのような軌道系のシステムは、地域全体をカバーすることはできませんから、それにリンクするバスなどの整備が必要です。延伸計画を示す際に、バス整備計画も示すなど、丁寧なアプローチが望まれます。たびたび申し上げていますが、ビジョンも持たずに延伸ありきだけでは困ります。本年度策定に取りかかったという交通総合ビジョンへの早急な取り組みを要望します。

次に、**地域福祉計画**ですが、408名のフォーラム委員が時間をかけて作り上げた各区の計画を着実に実現していくことが今後の課題です。そのためには担い手の確保です。市は町内自治会や民生・児童委員を頼っていますが、福祉と言えればすべてが民生委員というのでは彼らも担いきれません。例えば、民生・児童委員さんたちは、しなければならない役割が既にあり、加えて社会福祉法に社会福祉協議会が位置づけられていることにより、その中心メンバーにもなりと、とても担いきれないという声があります。

また、町内自治会といっても、数百人単位の会員がいても、現実に福祉活動を担っているのは、その中の小さなグループであったり個人であったりして、その中で認知されていないこともあります。さらに、例えば私が住んでいる地域ですが、自治会の結成率が4割ですから、6割の住民は初めから蚊帳の外です。特にマンションなどは、管理組合はあっても自治会はつくらないというところが多く、情報をいかに届けるかが地域の課題となっています。今後も単体の高層マンション建設がメジロ押しで、このような都市計画とコミュニティづくりとは密接な関連が出てくるわけで、したがって、自治会などの組織だけしか見えていない市の情報力では、マンション住民などが地域福祉難民になり得ることもあると警鐘を鳴らしておきます。

最後に、**子どもルームについて**ですが、教育委員会では、子どもルームに空きがないことを理由に学外通学を承認しているケースは把握していないとのこと。把握してなくても、事例はあり、そういう子供たちがいるということは、教育委員会として認識してください。決して望ましいことであるとは思いませんが、現状ではやむを得ないと見過ごしていいとも思えません。子供のコミュニティーを大切に考えていただきたいと思います。

特に保育所から学校に移った新1年生は、生活の場がすっかり変わります。安心して帰宅できる場が優先して整えられるのは当然のことであると考えます。成長とともにルームから離れ、いざというときに駆け込める場が子どもルームであるというように変化していけるのではないかと思いますから、学年が上がれば入室の条件が厳しくなるのは、この状況ではいたし方なく、事務取扱要領の見直しを望むものです。さもなければ、一刻も早く全入を目指してください。

いずれにしましても、夢はぐくむちば子どもプランでも、仕事と家庭の両立を柱にしており、子どもルームは必要不可欠です。小倉小学校の第2ルームを検討していただけるとの英断を評価し、今後も1年生を初めとした待機している子供たちの居場所を一刻も早く整えていただきますようお願いしまして、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。